

午後2時00分 開会

議 長 ただいまの出席委員は12人中 12 名です。
定足数に達しておりますので第 24 回新城市農業委員会を開会します。

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議ないものと認め指名いたします。

4番 委員

5番 委員 お願いします。

議 長 それでは日程第2の議案の審議に入ります。
はじめに、 第95号 議案の農地法第3条の規定による許可申請について
上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第95号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転8件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は耕作者の自宅から自動車約1時間の距離にありますが、現在も新城富岡の農地を所有・耕作しており、新城に耕作に携わる親戚も住んでいるため、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者と妻、長男、長女、またその他に臨時雇用者4名がおり、それぞれ農作業歴は5年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者と妻は300日、長男250日、長女60日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は5,629㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、キャッサバの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は耕作者の自宅から自動車約2分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と父がおり、農作業歴は申請者が37年、父は70年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者は180日、父120日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は18,232.20㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は耕作者の自宅から自動車約30分であり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者、父、妻がおり、農作業歴は本人40年、父67年、妻34年で、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者280日、父200日、妻150日であり、必要な農作業従事をしています。

取得後の経営予定面積は3,340㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。譲受人の農地付き住宅購入による新規就農のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は、譲受人が購入予定の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者と父、母がおり、農作業歴は申請者、父、母ともに0年であり、農作業に必要な農機具を導入予定です。年間予定従事日数は申請者130日、父、母ともに200日であり、必要な農作業従事を予定しています。

取得後の経営予定面積は2,408㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、白菜、大根、梅、みょうが、ふき、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番。譲受人は農地付き住宅購入による新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は譲受人が購入予定の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は0年であり、農作業に必要な農機具を導入予定です。年間予定従事日数は申請者200日であり、必要な農作業従事を予定しています。

取得後の経営予定面積は2,198.68㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、果樹と野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢になり管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は譲受人の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と父、母、妻がおり、農作業歴は申請者が2年、父、母50年、妻が2年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者、父、母、妻ともに200日であり、必要な農作業従事をしてしています。

取得後の経営予定面積は5,262㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番。こちらは先月の農業委員会総会で、書類不備のため保留となっていた案件です。書類が整ったため今回議案にあげさせていただきます。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。申請地は耕作者の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が30年、妻が30年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者120日、妻90日であり、必要な農作業従事をしてしています。

取得後の経営予定面積は2,914㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、柿の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号8番。譲受人は新規就農のため、また譲渡人は遠方在住で農地の管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

申請地は譲受人の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、申請者と夫、子がおり、農作業歴は申請者と夫が0年、子が2年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者150日、夫、子共に100日であり、必要な農作業従事をしてしています。

取得後の経営面積は2,426㎡であり、作手地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稻の栽培を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番から8番について、許可することを原案といたします。

第95号議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

議長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

第95号 議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議長 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします

議長 つづいて、 第96号 議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 第109号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。転用1件です。議案書6ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

申請者は、申請地付近で自動車販売整備業を営んでいます。工場の老朽化と機械の大型化により手狭となったため、現居住地に整備工場を増築し、住宅を申請地に建築移転するものです。農地区分は、農地区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。住宅敷地の建ぺい率は35.72%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

なお、申請地を事業所の顧客用駐車場として平成30年から使用しているため、始末書が添付されています

以上、第96号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。
説明は以上となります。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

議長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

第96号 議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議長 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします

議長 つづいて、 第97号 議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 第97号議案について説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。
所有権移転3件、使用貸借権設定3件です。
議案書8ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。
譲受人は岐阜県にて太陽光発電事業を営んでおり、愛知県内に複数個所の発電施設を所有しております。今般、事業拡大に伴い安定的な電力を確保するため、申請地を太陽光発電施設とするものです。農地区分は、農地区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。
本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われれます。

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。
借人は、夫、子の家族3人で豊橋市内のアパートにて暮らしています。現在の住まいでは手狭となり、持ち家の検討をしていたところ、父母所有の農地を借受けることができたため、申請地に新たな分家住宅を建築するものです。農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。
本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率も20.5%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われれます。

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。
借人は、妻、子の家族4人で市内のアパートにて暮らしています。現在の住まいでは手狭となり、持ち家の検討をしています。自己所有地はないため、祖父所有の農地を借り受け、申請地に分家住宅を建築するものです。農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。
本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率も20.4%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われれます。

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。
借人は妻と2人で市内のアパートにて暮らしていますが、家賃が高く手狭であり、また子どもをもうけて育てる計画もあるため、持ち家の検討をしています。自己所有地がないため、父所有の土地を借り受け、申請地に分家住宅を建築するものです。農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。
本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率も17.81%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われれます。

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は、自営業であり、今般、申請地隣接地の住宅を購入し、住宅兼店舗として利用計画を立てていますが、利用者のための駐車場が確保できないため申請地の一部を駐車場として利用し事業に備える計画です。また申請地の一部に昭和37年頃か建築物等が設置されているため、登記と現況地目の整合を図り是正をかねて申請するものです。

なお、申請地の一部に建築物を設置していたことについての始末書が添付されております。農地区分は、農地区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第二種農地に該当しません。

本件が、農地以外の土地や第三種農地を確保できなかったことから、第二種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

以上、第97号議案6件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。
議案の説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
第97号 議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議 長 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします

議 長 つづいて、 第98号 議案農業経営基盤強化促進法第18条第1項
の規定による利用集積計画案について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第98号議案について説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。農業
経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。
賃借権設定2件、使用貸借権設定5件の合計7件であり、そのうち4件が新規設定です。
(議案書11ページのとおりの内容を説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
第98号 議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い

いします。

(賛成多数)

議 長 つづいて、 第99号 議案 の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について
上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 第99号議案について、説明させていただきます。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画についてです。議案書20ページご覧ください。農用地区除外が5件です。

番号1番。申出者、申出地は記載のとおり。

申出者は、水稻を中心に営農しており、水稻の営農上必要となるライスセンターは申請者の祖父が所有している施設を借りて利用していたが、粉塵や騒音等の苦情を受け、これ以上の施設の稼働が困難な状態となりましたが、ライスセンター自体は今後も必要であり、営農の中心となる施設である為、自己所有地に施設の建設を考えが、自己所有地での建設が難しいため、当該地を選定しました。

当該地は周辺農地及び担い手への農地利用集積について影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

番号2番。申出者、申出地は記載のとおり。

申出地は道路と近接しており、自宅との連携もよい平坦地であるため、駐車場として利用しています。

当該地は集落に接続し周辺農地及び担い手への農地利用集積について影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

番号3番。申出者、申出地は記載のとおり。

申出地は、平成11年の換地処分により道路が整備された際、宅地の一部として新地番が登記されたため、今般、農用地区から除外を申し出るものです。

番号4番。申出者、申出地は記載のとおり。

インターからのアクセスの良さを活かし、「定植から収穫までが体験できるキャンプ施設」の運営し、都市部からの農業体験者の集客を強めていく計画です。周辺住民の説明も行い、周辺農地及び担い手への農地利用集積について影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

番号5番。申出者、申出地は記載のとおり。

自宅敷地内に新たに倉庫を建てられるスペースが無い為、新たに申請地に農業用倉庫を新築するものです。他の所有地も検討したが、当該地は自宅に隣接しており、農作業、出荷作業共にスムーズに行うことができ、保管する際にも防犯上の安全を確保することが可能であり、倉庫へ置く予定のトラクターは主に申請地南側の畑を耕すのに必要なため、当地を選定しました。集落に接続し周辺農地及び担い手への農地利用集積について影響もないことから、当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

以上、5件について、それぞれ周辺の農地への影響は見込まれず、申出地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

これで議案の説明を終わりにします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議 長 補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
第99号 議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議 長 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします

次に報告事項に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書23ページをご覧ください。
報告第1から第4の報告案件39件についてで説明させていただきます。
(報告内容を議案書のとおり朗読)

議 長 説明が終わりました。
報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議 長 ご意見等ないようです。
これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。

議 長 以上をもちまして、新城市農業委員会総会を閉会いたします。
長時間ありがとうございました。
事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

午後3時00分に本会は閉会を宣した。

上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する。